

専決処分について

次の事項について、令和元年10月7日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年12月2日提出

春日市長 井 上 澄 和

樹木の枝の落下による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

樹木の枝の落下による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、樹木の枝の落下による自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年10月7日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

春日市〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番地

〇〇 〇〇

2 事故の概要

令和元年9月3日(火)、相手方自宅の駐車場において、春日原南公園の樹木の枯れ枝が落下したことにより相手方自動車を損傷し、相手方に物的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

32,043円